



古物営業法施行規則の一部改正について



令和7年10月1日から、1万円未満の取引であっても

「取引の相手方の本人確認義務」及び「取引時の帳簿等への記載義務」

の対象となる物品が追加されます。

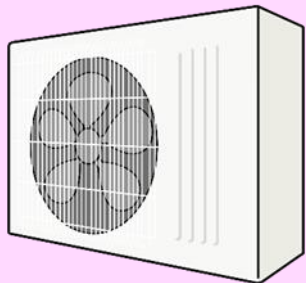
改正前

オートバイ、コンピューターゲームソフト、CD・DVD類、書籍

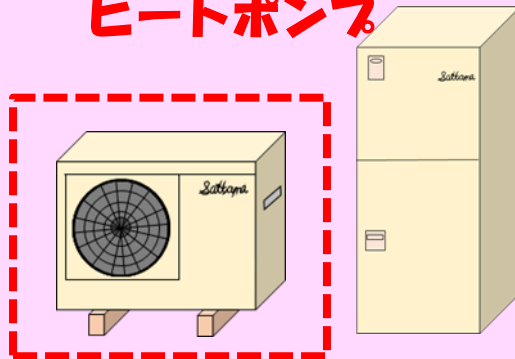
改正後

上記にプラスして以下の4点が追加されます。

エアコンディショナーの
室外ユニット



電気温水機器の
ヒートポンプ



電線



グレーチング
(金属製のものに限る。)

